

労働法		単位数	履修方法	配当年次
		1	R	3年以上
科目コード	DK4691	担当教員	菅原 好秀	

※この科目は平成28年度まで開講します。レポート提出・科目修了試験受験は平成28年度まで可能です。

平成29年4月1日以降はレポート提出も科目修了試験受験もできなくなります。

※この科目的単位修得方法は、以下のとおりです。

履修方法：R レポート課題合格+科目修了試験合格で単位修得

■科目の内容

近年の労働環境は、少子化が引き起こす若年労働力の不足、ニート・フリーターの増加の問題から、過労死、過労自殺、うつ病などのメンタルヘルス問題まで、労働を取り巻く環境は複雑化・多様化しております。産業組織で働く人々が、人生の局面で前述の問題に直面したとき、問題解決へのプロセスを通して自立・自律的に生きていくためには、法律のサポートが必要となります。

そのため、産業カウンセラーは、心理学的手法を用いて、働く人たちが抱える問題を自らの力で解決できるよう援助する専門家であるため、労働者の労働に関する法律関係を理解する必要があります。

本科目では、労働基準法を中心に、産業カウンセラーとして相談援助に必要な労働に関する法律のシステムとその考え方について、具体的に下記のような内容を学んでいきます。

(1)労働法の体系 (2)労働基準法の誕生 (3)労働契約、労働条件の決定システム、試用期間 (4)労働時間法制 (5)年少者と女性労働者の保護 (6)賃金 (7)労働者の自己決定権の保障 (8)解雇 (9)就業規則 (10)付隨的契約義務 (11)男女雇用機会均等法 (12)育児・介護休業法 (13)高年齢者雇用安定法 (14)労働市場法制

■到達目標

- 1) 労働法の歴史、労働法の枠組みについて説明することができる。
- 2) 労働法の当事者、雇用関係の展開と法、労働者の人権と法について説明することができる。
- 3) 労働条件の内容と法、労使関係をめぐる法について説明できる。
- 4) 労働市場をめぐる法、労働紛争解決のための法について説明することができる。

■教科書（「カウンセリング！」などと共に）

日本産業カウンセラー協会編『産業カウンセリング（産業カウンセラー養成講座テキスト）』日本産業カウンセラー協会、2013年 第14章「労働関係の法規」の部分

※「カウンセリング！」で配本のため、この科目での教科書配本はありませんが、専用レポートを配付します。

■履修登録条件

この科目は「カウンセリングⅠ」をすでに履修登録済みか、同時に履修登録をする方のみが履修登録できます。

■在宅学習15のポイント

回数	テーマ	学習内容	学びのポイント
1	労働法の歴史	労働法の歴史について学びます。	労働法の背景、労働法の誕生について説明できることが重要です。
2	労働法の発展と危機	労働法の発展と危機について学びます。	労働法における社会の複雑化とグローバル化について説明できることが重要です。
3	労働法の枠組み	労働法の枠組みについて学びます。	労働法とは何か、労働協約と就業規則について理解することが重要です。
4	労働法の体系と特徴	婚姻制度の概要について学びます。	婚姻の法律的意義、要件について説明できることが重要です。
5	労働法の当事者	労働法の体系と特徴について学びます。	労働法における体系的な法制度について理解することが重要です。
6	労働法における使用者の責任	労働法における使用者の責任について学びます。	使用者の責任について法的に理解することが重要です。
7	雇用関係の成立	雇用関係の成立について学びます。	雇用関係において採用をめぐる法規制について説明できることが重要です。
8	労働法における人事	労働法における人事について学びます。	昇進・昇格・降格・配転・出向・転籍・懲戒処分について説明できることが重要です。
9	労働者の人権と法	労働者の人権と法について学びます。	雇用差別の禁止、労働憲章について説明できることが重要です。
10	労働者的人格的利益	労働者的人格的利益について学びます。	労働者的人格的利益・プライバシーの保護について説明できることが重要です。
11	労働条件の内容と法	労働条件の内容と法について学びます。	賃金・労働時間・休暇・休業について説明できることが重要です。
12	労働者の安全・健康管理	労働者の安全・健康管理について学びます。	労働法では労働者の安全・健康管理についてどのように規定されているのか説明できることが重要です。
13	労使関係をめぐる法	労使関係をめぐる法について学びます。	労働組合の組織と基盤、団体交渉、団体行動権、不当労働行為の禁止について説明できることが重要です。
14	労働市場をめぐる法	労働市場をめぐる法について学びます。	雇用仲介事業の法規制、雇用促進法について説明できることが重要です。

回数	テーマ	学習内容	学びのポイント
15	労働紛争解決のための法	労働紛争解決のための法について学びます。	労使の話し合いによる紛争の解決、行政による紛争の解決・裁判所による紛争の解決について説明できることが重要です。

■レポート課題 問1・2を専用レポート用紙にて解答してください

1 単位め 別紙問題の問1・2に解答せよ。

注) 問2の課題について、手書きでの解答を希望する場合は、手書き用のレポート用紙をお送りいたしますので事務室までご連絡ください。

■アドバイス

1単位め
アドバイス

問2は、人権宣言の誕生、近代市民国家の光と影、人権の社会化、人権の国際化について言及した上で、自分の考えを論じてください。

■科目修了試験 評価基準

当該科目の内容理解がなされているかが重要であり、論述の分量（1問あたり400～800字程度）も評価対象となる。また、法の制度趣旨、意義を述べた上で、現実との関連から自分なりの視点から述べられていることも評価の対象となる。

■参考図書

- 1) 渡辺信英著『行政法の基礎』南窓社、2010年
- 2) 水町勇一郎著『労働法 第2版』有斐閣、2008年
- 3) 志田民吉編著『法学 第3版』建帛社、2007年